奈良市公報

号 外 第 4号

平成 17年 3月 15日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長編集人 総 務 課 長 印刷所 株式会社京阪工技社

目 次

規 則
税 別
・
日 か か
放置自転車等の保管
開発行為に関する工事の完了
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
上の届出 2
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
出
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 3
金融機関の指定についての一部改正 3
放置自転車等の保管
奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示
放置自転車等の保管(3件)3
平成 17年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等 4
開発行為に関する工事の完了
放置自転車等の保管4
市営住宅入居者の募集4
都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの公衆縦覧
4
都市計画高度地区の変更5
都市計画防火地域及び準防火地域の変更5
都市計画地区計画の決定(2件)5
生活保護法の規定による施術者の指定5
議会定例会の招集5
開発行為に関する工事の完了5
放置自転車等の保管6
監
監査結果に基づく措置の状況6
公 営 企 業
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 6
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止の
届出 6
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定 7
奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規
程 7
選挙管理委員会
選挙人名簿からの抹消7

在外選挙人名簿からの抹消7

規則

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成 17年 2月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第6号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市営住宅条例施行規則(昭和 61年奈良市規則第 14 号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中 第1条第3号イからへまで」を 第1条第3号イからホまで」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 17年 2月 24日掲示済)

告示

奈良市告示第 87号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成 17年 2月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更の年月日

平成 17年 2 月 16日

- 2 街区の区域及び街区符号
 - (1) 七条西町一丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

- ② 北登美ヶ丘六丁目の一部
- 別図3を別図4に示すとおり変更します。
- 3 街区の区域
- (1) 五条畑二丁目の一部 別図 5 を別図 6 に示すとおり変更します。
- (2) 大安寺六丁目の一部 別図7を別図8に示すとおり変更します。

別図1から別図8まで 省略

(平成 17年 2月 16日掲示済)

奈良市告示第 88号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。 平成 17年 2 月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 16日

3 移動対象区域

近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目 288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める 条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定 する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を 除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は 無料)
- 8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742-34-1111代表 (平成 17年2月16日掲示済)

奈良市告示第 89号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 16日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 16年 12月 1日 奈良市指令都整開第 04A - 38号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 17年 2月 16日 第 913号
- (2) 公共施設 平成 17年 2月 16日 第 390号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市八条五丁目 43番地の 12の一部及び 43番地の 13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市柏木町 395番地の5

有限会社 ウエムラ 代表取締役 上村 正之

- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市八条五丁目 437番地 12の一部及び 437番地の 13の一部

(2) 下水道

奈良市八条五丁目 437番地 12の一部及び 437番地の 13の一部

(3) 公園

奈良市八条五丁目 437番地 1200一部

(平成 17年 2月 16日掲示済)

奈良市告示第 90号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の2第4項において準用する同法第 50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 2 月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介	護機関	廃止した施設	
47 1 h	主たる事務所	又は廃止した	廃止年
名称	の所在地	事業の種類	月日
しあわせ薬局	奈良市南京終	居宅療養管理	平成 16
済美店	町一丁目 168	指導	年 12月
	- 1 京慈ハイ		31日
	ツ1階		

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市告示第 91号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の2第4項において準用する同法第 50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の2の規定により告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関の名称	指定介護機関の名称 指定介護機関の所在地		変更事項		
指定川護機関の名称	指处门 護機	旧	新	変更年月日	
けいはんなヘルパー	奈良市中登美ヶ丘一丁	(名称)有限会社け	(名称)けいはんな	平成 15年 4 月 1 日	
ステーション	目 1994- 3	いはんなヘルパース	ヘルパーステーショ		
		テーション	ン		
介護総合センター	奈良市手貝町 53-1	(所在地)奈良市朱	(所在地)奈良市手	平成 16年 7月 6日	
「ゆりかご」居宅介		雀六丁目 20- 1	貝町 53- 1		
護支援事業所					

介護総合センター	奈良市手貝町 53-1	(所在地)奈良市朱	(所在地)奈良市手	平成 16年 7月 6日
「ゆりかご」訪問介		雀六丁目 20- 1	貝町 53- 1	
護事業所				

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市告示第 92号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次 のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定によ り告示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		歩きなり 仕事をす	開設者		
名称	主たる事務所の所 在地	協設又は実施する事業の種類	名称	所在地	指定年月日
しあわせ薬局済美	奈良市南京終町一	居宅療養管理指	有限会社奈良ヘル	大和郡山市小泉町	平成 17年 1月 1日
店	丁目 183-34	導	スケアサービス	808	
ホームケアー株式	奈良市法蓮町 423	居宅介護支援事	ホームケアー株式	奈良市法蓮町 528-	平成 17年 1月 7日
会社奈良ヘルパー		業	会社	1	
ステーション					
居宅介護支援それ	奈良市学園朝日町	居宅介護支援事	マイクロテスト株	宇治市神明石塚 59	平成 16年 12月 21日
いゆ学園前	7 - 9 - 1	業	式会社	- 1	

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市告示第 93号

昭和 51年奈良市告示第 89号(金融機関の指定について) 示を次のように定める。 の一部を次のように改正し、平成 17年4月1日から施行 します。

平成 17年 2 月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛 **奈良県農業協同組**

第2項中 際良県農業協同組合」を 株式会社 百五銀 北伊勢上野信用金

行に改める。

庫ı

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市告示第 94号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成 17年 2月 17日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 17日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市告示第 95号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告

平成 17年 2月 18日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正す る告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱(平成 15年奈良市 告示第 72号)の一部を次のように改正する。

別表中「215円」を「233円」に、「599円」を「598円」 に、「474円」を「472円」に、「501円」を「499円」に、「6, 447円」を「6,336円」に、「5,005円」を「4,905円」に、「1, 710円」を「1,695円」に改める。

附 則

この告示は、平成 17年2月 18日から施行し、この告示 による改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の 規定は、平成16年度予算に係る補助金から適用する。

(平成 17年 2月 18日掲示済)

奈良市告示第 96号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号) 第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成 17年 2月 21日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 21日

3 移動対象区域

JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 21日掲示済)

奈良市告示第 97号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第16条第1項の規定により告示します。平成17年2月22日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日 平成 17年 2 月 22日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放 置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 22日掲示済)

奈良市告示第 98号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈 良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止 区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保 管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成 17年2月 23日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 23日掲示済)

奈良市告示第 99号

平成 17年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 416条第 3 項及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 85条第 2 項の規定により、次のとおり公示します。

平成 17年 2月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 縦覧の期間

平成 17年4月1日から同年5月2日まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

2 縦覧の時間

午前9時00分から午後5時00分まで

3 縦覧の場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 東棟 2 階 資産税課

(平成 17年 2月 24日掲示済)

奈良市告示第 100号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 許可の年月日及び番号

平成 15年 12月 5日 奈良市指令都整開第 03A-41号 平成 17年 2月 7日 奈良市指令都整開第 03A-41-1

2 検査済証の交付年月日及び番号開発行為 平成 17年2月24日 第914号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町一丁目 56番地の 88及び 56番地の 112

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒市北大和1丁目8番7号

有限会社 一の栄

代表取締役 長田 良夫

(平成 17年 2月 24日掲示済)

奈良市告示第 101号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。平成17年2月24日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17年 2月 24日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 2月 24日掲示済)

奈良市告示第 102号

平成 17年 2月 24日

奈良市営住宅入居者を次のとおり募集します。

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 2月 24日掲示済)

奈良市告示第 103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項に おいて準用する同法第 20条第 1 項の規定により奈良県知 事から大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)用 途地域の変更に係る図書の写しの送付がありましたので、 同法第 21条第 2 項において準用する同法第 20条第 2 項の 規定により奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦 覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛 (平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 104号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第2項に おいて準用する同法第 19条第 1 項の規定により大和都市 計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区を変更し ましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規 定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画 課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度 地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域 奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部 (平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項に おいて準用する同法第 19条第 1 項の規定により大和都市 計画(奈良国際文化観光都市建設計画)防火地域及び準防 火地域を変更しましたので、同法第21条第2項において 準用する同法第 20条第 1 項の規定により次のとおり告示 し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市 都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画 (奈良国際文化観光都市建設計画)防火 地域及び準防火地域

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域 奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部 (平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 106号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の 規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画を決定しましたので、同法第 20条第1項の規定 により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都 市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆 | 奈良市告示第 110号

の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区

登美ヶ丘駅周辺地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域 奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部 (平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 107号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の 規定により大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画) 地区計画を決定しましたので、同法第 20条第 1 項の規定 により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都 市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆 の縦覧に供します。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 決定に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区 計画

押熊町西地区地区計画

2 決定に係る都市計画を定める土地の区域 奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部

(平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 108号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において 準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をしまし たので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示し ます。

平成 17年 2月 25日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

施	術者	施施	 所	指定
氏 名	氏 名 住 所		所在地	年月日
門脇伸幸	門脇伸幸 橿原市石原		奈良市京	平成 17年
	田町 308-		終地方東	2月11日
	13		側町 18	

(平成 17年 2月 25日掲示済)

奈良市告示第 109号

平成 17年 3月 7日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を 招集します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛 (平成 17年 2月 28日掲示済)

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の 規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次の とおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 許可の年月日及び番号
 - 平成 16年 9 月 8 日 奈良市指令都整開第 04A 19号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成 17年2月28日 第915号
- 3 開発区域に含まれる地域

奈良市学園南一丁目 1068番地の 50

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市柳町 556番地 ヴィルヌーブ大和郡山 612号 西尾 敏弘

西尾 則満

(平成 17年 2月 28日掲示済)

奈良市告示第 111号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第1項の規定により告示します。

平成 17年 2月 28日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
 - 平成 17年 2月 28日
- 3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年2月28日掲示済)

監查

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 17年 2月 28日

 奈良市監査委員
 吉田
 肇

 同
 中嶋
 肇

 同
 土田
 敏朗

 同
 吉田
 文彦

保健予防課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告

示第6号)

措置結果通知日 平成 17年 2月 24日

【監査の結果】

奈良県原爆被害者の会奈 良支部運営補助金及び奈良 県原爆被害者の会社会見学 事業補助金の交付において、 繰越金があるにもかかわらず、 「早期に事業を推進するため」 という理由書により全額前 金払されている。前金払に ついては、奈良市補助金等 交付規則第17条第1項ただ し書で認められているが、 補助金は原則として完了払 であることから、前金払に あたっては、その理由を具 体的かつ明確に記載させる とともに、当該課において もその必要性と交付時期を 十分精査されたい。

【措置の内容】

当該補助金は被爆者 として、その歴ととない時代の経過ととが時代の経過ととないで、戦争を知らないせているないであるしているとしても必要な補助金でも必要なる。 指摘のあった補助金の交付の時期について

指摘のあった補助金 の交付の時期について は、今年度から事業完 了後交付することとし た。

(平成 17年 2月 28日掲示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第5号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年 奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同 規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

名称	代表者	皆氏名	所	在	地	指	定	日
西尾設備	西尾	博明	奈良県吉野郡大淀		平局	戈 17	年	
			町大字北野 136-		2 月	∄ 1	日	
			17					

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年 奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市 水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の 廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次 のとおり公示します。

平成 17年 2月 17日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

名称 代表者氏名 所 在 地 届 出 日

快適工房茨木幸夫奈良市南紀寺町四平成 17年イングス丁目 103番地の 92月7日

(平成 17年 2月 17日掲示済)

奈良市水道局告示第7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年 奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により 奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同 規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 2月 24日

奈良市水道事業管理者中 尾 一郎

名称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社	代表取締役	奈良県添上郡月ヶ	平成 17年
佳世産業	奥谷 肇	瀬村大字石打 2901	2月10日
		番地	

(平成 17年 2月 24日掲示済)

奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する規程 を次のように定める。

平成 17年 2月 28日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

奈良市水道事業契約に関する規程の一部を改正する 規程

奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道 局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

(平成 17年 2月 28日掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により、平成 17年 1 月 31日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 2月 18日

奈良市選挙管理委員会 委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日 平成 17年 2 月 18日
- 2 抹消した者の氏名等

別冊のとおり

別冊省略

(平成 17年 2月 18日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 10号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2 号の規定により、平成 17年 2月 17日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 2月 18日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉 田 勝 二

- 1 抹消年月日 平成 17年 2 月 18日
- 2 抹消した者の氏名等 別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 2月 18日掲示済)